

新型コロナウイルス感染症罹患後等に関連した当医療センターへの外来受診について

厚生労働省からは新型コロナウイルス感染症にかかった場合の対応として、下記の方針が出されています。

新型コロナウイルスに感染した方は、

- 1) 外出を5日間かつ症状が軽快して24時間経過するまでは控えること。
- 2) 周りの方への配慮として発症後10日間が経過するまでは、ウイルスの排出があるため、高齢者やハイリスク者との接触は控えることが求められ、周りの方へ感染させない配慮を行うこと。
- 3) 同居家族などが感染者となった場合も、接触後7日目までは発症するリスクがあるため、高齢者やハイリスク者との接触は控える。

当医療センターには、重症化リスクの高い患者さんが来院されることが多いため、次の①から③に当てはまる方で受診を希望される場合には以下のとおりとさせていただきます。

① 新型コロナウイルス感染症 発症後10日以内

- ・ 事前に電話連絡をお願いいたします。
- ・ 電話にて、各診療科外来担当者より受診方法等についてお伝えいたします。
- ・ 検査や処置によっては、後日に予約を取り直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(外来予約変更の場合は、午後2時から4時の間に連絡してください)

② 新型コロナウイルス感染症 発症後11日以降

- ・ 受診に際した連絡は不要です。

③ 周囲に感染者がいた場合

- ・ ①と同じように事前に電話連絡をお願いいたします。

ご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年5月8日
北播磨総合医療センター
病院長